屋外広告物法(以下「法」という。)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等 を,法第8条第1項の規定により保管していますので,法第8条第2項の規定により,京 都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成25年2月20日

京都市長 門川 大作

## 1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	休官を開始した日
平成25年1月4日	北区	紫竹栗栖町	_	_	2	平成25年1月4日
		大宮薬師山東町	_	_	1	
	右京区	太秦西蜂岡町			1	
	西京区	大枝西長町			1	
平成25年1月8日	北区	小山下初音町	_	_	1	平成25年1月8日
	中京区	宗林町	_		1	
平成25年1月11日	左京区	岡崎入江町	_		2	平成25年1月11日
平成25年1月15日	南区	久世中久世町			1	平成25年1月15日
	伏見区	羽束師鴨川町			1	
平成25年1月18日	右京区	嵯峨柳田町	_	_	2	平成25年1月18日
平成25年1月25日	右京区	宇多野御屋敷町	_	_	1	平成25年1月25日
	西京区	樫原前田町	_	1		
平成25年1月29日	左京区	下鴨本町	_	_	1	平成25年1月29日
	南区	久世上久世町			1	
	伏見区	向島庚申町	_	_	1	

## 2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町42番地

## 3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)